びに附則第五条、第七条、第九条、第百二十二条、第百二十三条及び第百二十六条（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第七条の改正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。）の規定

ロ　第四条中消費税法第五十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第十二条の規定

ハ　第五条中国税通則法第六十五条第三項第二号の改正規定及び同法第百十七条に五項を加える改正規定

ニ　第六条の規定及び附則第十四条の規定

ホ　第七条中租税特別措置法第九条の三の二第六項の改正規定、同法第二十五条の二第四項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の四第三項の改正規定、同法第三十七条の十二の二第九項の改正規定、同法第四十一条の十五第五項の改正規定、同法第四十一条の十七の改正規定及び同法第八十七条の六第十一項の改正規定並びに附則第三十四条、第三十六条第三項、第三十八条及び第七十八条の規定

ヘ　第八条の規定

ト　第十一条の規定

チ　第十二条の規定及び附則第八十二条の規定

リ　第十四条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条第四号ロの改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第四十条第十一号の改正規定及び同法第六十条の改正規定を除く。）及び附則第百二十条の規定

ヌ　第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十条第二項の改正規定

六　第五条中国税通則法第三十四条の改正規定　令和四年一月四日

七　次に掲げる規定　令和四年四月一日

イ　第二条中法人税法第四十五条第一項第一号の改正規定

ロ　第七条中租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定（「令和五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の二第一項の改正規定（「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十四第一項の改正規定（「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第七十条の二の三第一項の改正規定（「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）及び同法第七十条の四第十項第三号の改正規定並びに附則第三十三条、第五十一条及び第六十七条の規定

八　第七条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第六号イの改正規定　令和四年五月一日

九　次に掲げる規定　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法第四十五条第一項の改正規定

ロ　第二条中法人税法第五十五条第四項の改正規定

十　次に掲げる規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日

イ　第七条中租税特別措置法第十条の五の三第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の四の二第七項の改正規定、同条を同法第十条の五の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十三号の改正規定、同条第六項の改正規定（「第十条第九項」を「第十条第十項」に改める部分を除く。）、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の五の四の二」を「第十条の五の五、第十条の五の六」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項並びに第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の二第二項第十七号の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十二条の二の改正規定（同条第一項中「で第四十二条の五第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。）、同法第五十二条の三第五項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六、第四十二条の十二の七」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の四第九項の改正規定、同法第五十七条の四の二第六項、第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項、第五十七条の八第九項及び第五十八条第八項の改正規定、同法第六十一条の二第六項の改正規定、同法第六十六条の七第十項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第九項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十二の前に一条を加える改正規定、同法第六十六条の十三第十項の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十八条の九第八項第二号イの改正規定（「、次条第二項」及び「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七の改正規定、同法第六十八条の十五の八第八項の改正規定、同法第六十八条の四十の改正規定（同条第一項中「で第六十八条の十第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第六十八条の十五の四第一項」を削る部分を除く。）、同法第六十八条の四十一第五項の改正規定、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の十五の六の二」の下に「、第六十八条の十五の七」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の四十四及び第六十八条の四十五の改正規定、同法第六十八条の四十六第五項の改正規定、同法第六十八条の五十四の二第五項、第六十八条の五十五第十二項、第六十八条の五十六第八項、第六十八条の五十七第七項、第六十八条の五十七の二第六項、第六十八条の五十八第八項及び第六十八条の六十一第七項の改正規定、同法第六十八条の六十四第五項の改正規定、同法第六十八条の九十一第九項の改正規定（「又は第六十八条の十五の六の二第七項」を「、第六十八条の五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十三の三第九項の改正規定（「又は第六十八条の十五の六の二第七項」を「、第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の九十八第八項の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第二号ロ及び第二十七項、第七十条の七第二項第四号及び第三十五項並びに第七十条の七の五第二項第二号及び第二十六項の改正規定並びに同法第八十条第一項の改正規定（「若しくは第二十四条第一項の認定又は同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五条第一項若しくは第二十四条第一項」を「又は第二十四条第一項」に改める部分に限る。）